

35 中山間地域等直接支払交付金

【26, 998(26, 474)百万円】

対策のポイント

中山間地域等直接支払交付金について、戸別所得補償制度の本格実施に当たり、条件不利地域における適切な補完となるよう、地域振興8法地域内の傾斜地以外の条件不利地を傾斜地並の支援対象とする等の見直しを行います。

<背景/課題>

- ・中山間地域等直接支払制度については、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度として見直した上で、第3期対策（平成22年度～平成26年度）として実施しているところ。
- ・一方、中山間地域等の傾斜地等が本制度の主な対象となっていますが、離島の平地など、傾斜地以外の条件不利地は対象となっていない場合が多いのが現状です。
- ・このため、戸別所得補償制度の本格実施に当たり、地域振興8法地域内の傾斜地以外の条件不利地が傾斜地並の支援対象となるよう見直します。

政策目標

耕作放棄地の発生を防止し、対策期間（平成22年度～平成26年度）において、中山間地域等の農用地7.7万haの減少を防止

<主な内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 26, 625(26, 100)百万円

戸別所得補償制度の本格実施に当たり、条件不利地域における適切な補完となるよう、以下の見直しを行います。

- (1) 地域振興8法地域内の農用地であって、傾斜地と同等の条件不利性が認められる特認農用地について、傾斜地と同等の条件で交付金を交付します。
- (2) 交付金の2分の1以上は農業者個人に支払うことを原則とします。
なお、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能です。

（補助率：定額（田(急傾斜)：21,000円/10a、畑(急傾斜)11,500円/10a 等）
事業実施主体：地方公共団体）

(地域振興8法とは)

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法及び小笠原諸島法です。

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 373(374)百万円

都道府県及び市町村が行う直接支払いの適正かつ円滑な実施を確保します。

（補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体）

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課（03-3501-8359（直））]

中山間地域等直接支払制度の見直しの概要

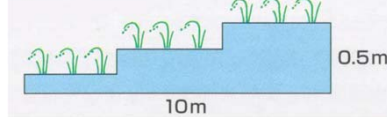
【26,998(26,474)百万円】

現行制度

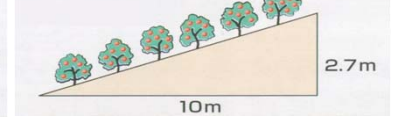
中山間地域等直接支払制度については、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度として見直した上で、第3期対策(H22~H26)として実施しているところ。

◎〔対象農用地及び交付単価〕(※ 主なもの)

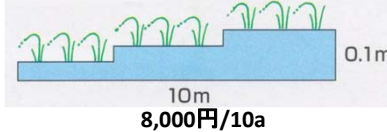
【急傾斜地】(田)



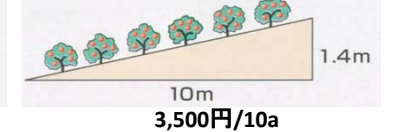
(畑)



【緩傾斜地】(田)



(畑)



背景

- 戸別所得補償制度(全国一律単価)の本格実施に当たり、条件不利地域の農地へ適切な不利補正が必要。
- 現行の中山間地域等直接支払制度は、主に中山間地域等の傾斜地等が対象。

見直しのポイント

傾斜地と同等の条件不利性を有する特認農用地を傾斜地並の支援対象とします。

拡充の概要

- ・地域振興8法地域内の農用地(離島の平地等)であって、傾斜地と同等の条件不利性が認められる特認農用地について、条件不利性に応じ傾斜地と同じ条件で交付金を交付します。
- ・緩傾斜単価に限定されていた特認農用地について、条件不利性により急傾斜単価に引き上げます。
田:8,000円 → 21,000円、畑:3,500円 → 11,500円
- ・特認農用地の国費負担率を1/3から1/2に引き上げます。
- ・条件不利地域における戸別所得補償制度の適切な補完となるよう、交付金の1/2以上は農業者個人に支払うことを原則とします。
なお、交付金の用途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能です。